

医王山スポーツセンター屋内施設日帰り夜間専用利用規約

第1条 施設利用申込

医王山スポーツセンターから送付される申込用紙に必要事項を記載し、正式な申し込みを行う。

1. 利用申込の受け入れは、原則として日・祝日の前日及び学校における春・夏・冬休み並びに学校団体が宿泊している場合は受け入れを行わない。
2. 医王山スポーツセンターの施設夜間利用に関する申込及び取消し等における注意点については、「利用の手引き」による。
3. 医王山スポーツセンターの施設夜間利用に関する申込手続き回数は、原則として1団体週2回までとする。
4. 当日の窓口での受付後の活動については、引率責任者の責任のもとで行うこと。

第2条 施設規則の遵守

利用申込をした施設の使用にあたっては、当該施設に定められた関係規則及び所員からの注意事項に従い、定められた目的以外に使用しないこと。また、屋内施設では必ず内履きシューズまたはスリッパ等を履いて利用すること。

第3条 施設利用時間の遵守

施設の利用時間は17時から21時までとし、この時間帯には準備・後片付けの時間も含まれる。また、施設利用後はモップがけ及び清掃・後片付けを行うこと。

第4条 使用料の支払

施設の使用料は、使用当日より40日以内に現金もしくは指定口座に支払いをすること。

第5条 利用の一時停止

医王山スポーツセンターは、使用料の支払いが滞っている場合、本規約に違反した場合、その他不審な場合などには、第1条の施設利用申込を一時停止することができるものとする。

第6条 約款の変更、承認

本規約の変更についてはインターネットを通じて通知・案内することとし、医王山スポーツセンターの屋内施設夜間利用したときは変更事項及び新規規約を承認したものとみなす。

第7条 その他

その他必要な事項については別途定める。

附 則

1. この規約は、平成23年4月1日より施行する。
2. この規約は、平成25年4月1日より施行する。
3. この規約は、平成27年4月1日より施行する。
4. この規約は、平成28年2月1日より施行する。
5. この規約は、平成29年1月9日より施行する。
6. この規約は、平成29年4月1日より施行する。
7. この規約は、平成30年4月1日より施行する。
8. この規約は、令和2年2月1日より施行する。
9. この規約は、令和4年9月20日より施行する。
10. この規約は、令和7年4月1日より施行する。